



新型コロナウイルス感染症に関する給付

JR九州労組は、相互扶助の観点から福利厚生制度の充実に取り組んでいますが、最近、組合員の皆さまからお尋ねの多い、新型コロナウイルス感染症の罹患に関して給付される共済について、お知らせします。

<交運共済>

【総合共済】

傷病給付 連続して14日以上入院（本人・配偶者・満18歳以下の子）
入院見舞金 連続7日以上14日未満の入院（本人・配偶者）

【入院共済】（任意共済）

入院が継続して2日以上から入院給付の支給対象

※入院給付に関する特別取り扱い

医療機関が満床などの理由で入院できず（退院予定が早まった場合も含む）、自宅または臨時施設などにおいて、入院と同等の療養を受けたときも傷病給付・入院見舞金・入院共済の給付対象となります。ただし、医師または医療機関・保健所等の証明書が必要です。

※共済金請求は、事由発生から3年間

<JR 私傷病共済>

罹患し（またはその可能性が高い場合も含む）、入院もしくは自宅療養を行った場合、欠勤し連続して3日以上賃金が減額されたとき

※賃金減額1日目から給付対象となります。

※傷病手当・付加金請求書（写し可）の提出が必要

※見舞金請求は、事由発生から原則2年間

<乗務員共済>

業務に起因する災害・事故により賃金が減額された場合に給付対象となります。

詳しくは役員までお尋ねください